

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当そ
が休きは
と日

鳥取県告示第四十六号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第八十号)附則第三条第一項の規定により例によることとされている大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第三条第二項の規定により、告示する。

平成四年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◆告示

次

- ◆大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)
- 土地改良区の役員の退任(農村整備課)
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良事業の認可(三件)(〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
- 県道の区域の変更(道路課)
- 県道の供用の開始(〃)
- 都市計画の変更に係る図書の縦覧(二件)(都市計画課)
- 宅地建物取引業法による公開による聴聞(建築課)

誤

平成三年五月鳥取県告示第四百六十六号中訂正

届出者の氏名又は名称	建物の名称	建物の所在地
株式会社サンマート	覚寺ショッピングセンターラー	鳥取市覚寺二五〇一四
安田生命保険相互会社	TALK 616	鳥取市栄町六一六
太平実業株式会社	太平ビル東館・西館	鳥取市栄町七〇一
株式会社サンマート	桜谷ショッピングタウン	鳥取市正蓮寺一一〇外
株式会社ナンバ	ナンバ鳥取店	鳥取市安長二二三一一外
機工 米子駅前商店街振興組 合外七	い鳥取西店 ハウジングランドいな	米子市明治町八

告示

有限会社境家具販売所	有限会社境家具販売所	境港市東本町一八
株式会社サンイレブン	ホームセンター・サン アイ境港店	境港市竹内団地一〇五
有限会社稻井豊平金物	ハウジングランドいな い東伯店	境港市蓮池町五六一一外 六〇一外
機工	ハウジングランドいな い東伯店	東伯郡東伯町大字八橋一

めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
智頭町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり神部地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 黒 田 吉 雄 岩美郡福部村大字蔵見一七〇一

平成三年八月二十九日退任

鳥取県告示第四十九号

日南町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業黒ワラビ地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供す

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第五工区の換地計画を定める。

鳥取県告示第四十八号

平成四年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百九十六条の二第五項

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業真野地区農道整備）を平成四年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業大殿地区農道整備）を平成四年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第五十三号

三朝町が行う土地改良事業に係る門前地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業吉定地区農道整備）を平成四年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年一月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成四年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年一月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成四年一月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成四年一月三十一日

路線名	区間	前後別			前後別 (敷地の幅員 メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後	変更前		
名和岸本線	西伯郡大山町坊領字中砂子一三 八六地先から同町佐摩字益田二 一一一六地先まで	五・ 二〇・ 五・ 〇	二五・ 五・ 〇	九・ 四〇・ 四・ 〇	九四八・ 〇	九四八・ 〇
大山口停車場大山線	西伯郡大山町坊領字中砂子一三 八六地先から同町佐摩字益田二 一一一六地先まで	五・ 二〇・ 五・ 〇	二五・ 五・ 〇	九・ 四〇・ 四・ 〇	八八〇・ 〇	八八〇・ 〇
変更後	九・ 五・ 四・ 〇	二五・ 五・ 〇	九四八・ 〇	八八〇・ 〇	九四八・ 〇	九四八・ 〇
九・ 五・ 四・ 〇	二五・ 五・ 〇	九四八・ 〇	八八〇・ 〇	九四八・ 〇	九四八・ 〇	九四八・ 〇

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の年月日
名和岸本線	西伯郡大山町坊領字中砂子一三八 六地先から同町佐摩字益田二二一 一一六地先まで	平成四年一月一日

鳥取県告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成四年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 岳 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路一・一・一号淀江米子線（変更前一・一・一号淀江米子線及び三・二・一号泉尾高線）及び三・四・九号二本木陰田線（変更前三・四・九号日吉津陰田線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 一・一・一号淀江米子線

追加する部分

米子市泉字中谷三、字中谷、字前畠上、字鐘鑄場、字前田及び字中峯一
変更する部分

米子市下郷字井手ノ手ノ一、字河原田、字上河原及び字繩手添ノ一
並びに尾高字京田ノ一、字京田ノ二、字坂ノ下、字御建山開二及び字

御建山開三

削除する部分

米子市下郷字井手添及び尾高字花掛ノ一

2 一・一・一号淀江米子線（変更前三・二・一号泉尾高線）
変更する部分

米子市尾高字京田ノ一、字京田ノ二、字坂ノ下、字御建山開二及び

字御建山開三並びに泉字中谷三、字前畠上、字中谷、字鐘鑄場、字前田及び字中峯一

削除する部分

米子市尾高字花掛ノ一及び字山根並びに泉字上大成

3 三・四・九号二本木陰田線（変更前三・四・九号日吉津陰田線）
追加する部分

米子市一本木字後池及び字浜田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、淀江都市計画を変更したので、同第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成四年一月三十一日

鳥取県知事 西尾邑次

一 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画道路一・三・一號淀江米子線（変更前三・二・一號淀江
米子線）、三・四・一號今津佐陀線、三・五・一號今津線、三・五・二
號淀江環状線、三・五・四號淀江中央線及び三・五・五號小波浜龜甲線

追加する部分

西伯郡淀江町大字福岡字分田、字鰐田、字隅田、字学堂及び字深田
並びに大山町大字安原字大垣、字細道、字朝引、字孫市、字寺内境、
字溝尻及び字北尾境

変更する部分

西伯郡淀江町 大字今津字塚田、字八反田及び字上谷、大字福岡字新地造、字倉常、字寺田及び字壹町田、大字淀江字井手誇、字井手口及び字腰巻、大字西原字梶免、字下梶免、字一町田、字五反田、字中繩

追加する部分

西伯郡淀江町大字今津字狐塚、字岸ノ上及び字岸ノ前、大字淀江字大岩、字天王、字神明、字井尻、字楚利田、字庄境及び字六反田、大字福岡字北境、大字西原字八反田及び字小清水、大字小波字下原田及び字宮市並びに大山町大字安原字太田

手、字上井崎、字山根、字淀江山、字寺山、字鍛治屋林及び字大軒場
大字小波字下向山、字上向山、字狭間谷、字河原田、字堂ノ前、字下
籠子谷、字松戸谷、字泉原及び字馬渡り並びに大字平岡字下山、字大
下畠、字穴田及び字荒町並びに大山町大字安原字的場及び字坊川

2
三・四・一号今津佐陀綿

西伯郡淀江町大字今津字六反田、字村内、字狐塚、字向田、字岸ノ前、字浜田、字王地及字金友、大字淀江字八軒町、字長町、字新地畠及び字中抜、大字西原字北境、字福田開、字判場、字東亀ヶ原、字西岡ノ部、字毫里塚ノ上、字一里塚、字井手狭、字浜西、字宮ノ下、字中外ヶ浜、字中亀ヶ原、字三軒屋、字西五軒屋、字北五軒屋、字新坂ノ下、字新坂及び字西亀ヶ原、大字小波字東外浜、字中外浜、字西灘浜及び字西外浜、大字中間字沖新田、字東外浜新田、字西沖新田、字西外浜新田及び字佐陀川端並びに大字佐陀字下灘河原東、字東川尻、字東御山跡、字東後池、字東中浜、字西中浜及び字西後池

三・五・一號今津線 3

4 西伯郡淀江町大字今津字岸ノ前及び字塚田
三・五・二号淀江環状線

追加する部分

西伯郡淀江町大字淀江字中抜、字新地畠、字西屋敷、字灘中屋敷、
字御屋敷、字中町、字五町田、字牧郷、字小前田、字小深田及び字大
垣並びに大字今津字下谷、字王地及び字塚田

5 三・五・四号淀江中央線

追加する部分

西伯郡淀江町大字淀江字灘中屋敷、字中町、字長町及び字八軒町

6 三・五・五号小波浜亀甲線

追加する部分

西伯郡淀江町大字小波字中外浜、字塩川、字浜屋敷、字川尻、字東
浜畠、字西浜畠及び字下井手領並びに大字中間字竹ノ下外浜、字海道
ノ上、字西海道ノ下、字西外浜新田及び字東外浜新田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十九条第一項
の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規
定により告示する。

平成四年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聽聞の期日

平成四年二月十二日 午前十一時

二 聽聞の場所

鳥取市東町一丁目二七一

三 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取県庁第二庁舎第二十二会議室

鳥取市吉方温泉三丁目六〇六

有限会社細田商事代表取締役 細田福治

八頭郡八東町大字小別府五八三

宅地建物取引主任者 細田福治

正

誤

平成三年五月鳥取県告示第四百六十六号中次の箇所に誤りがあつたので、
訂正する。

段 上

正	誤	正	誤	正	誤	正	誤	正	誤
吉	吉	前	平	田	久	木	仁	三	郎
田	田	田	平	田	吉	木	三	吉	三
孝	孝	田	黑	吉	雄	木	郎	田	雄
道	道	吉	田	吉	雄	仁	三	吉	三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
大字南田									
一二一	一一七	一八五	一七八	一七〇	一六九	二二一	二二一	二二一	二二一

正 誤	正 誤	正 誤	正 誤	正 誤	正 誤
福 前	吉 吉	吉 吉	黒 平	段 下	前 福
田 田	田 田	田 田	田 木	三	田 田
久 俊		孝 吉	仁 三郎		久 俊
美 章	巖 道	道 雄			吉 章

" " " " " "

大字左近六一	大字左近三九四
" " 一六九	" " 二二一

大字藏見一八五	大字藏見一七〇一
大字南田一二一	大字南田一一七
大字左近三九四	大字左近六一